

令和2年	与論町農業委員会 会議録 第11号						
召集年月日	令和2年11月20日(金) 午前 9時00分～10時00分						
召集場所	与論町役場1階多目的ホール						
開会及び 閉会時間	開会	午前	9時00分	議長	原田 新一郎		
	閉会	午前	10時00分	代理			
出席及び 欠席委員 凡例 出席○ 欠席× 公務欠○	議席番号	氏名		出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	原田 新一郎		○	6	白尾 憲雄	○
	2	白石 茂一		○	7	長尾 さとみ	○
	3	山本 池富		○	8	遠山 和歌子	○
	4	内野 豊信		○	9	山下 みどり	×
	5	保喜 久男		○			
会議録署名委員	3番	山本 池富		4番	内野 豊信		
職務上の 議場出席者	局長	久野 泰司	補佐		主事	山野貴之	
要請による 議場出席者							
議 事 項 目	議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(6件)					
	議案第34号	あっせん申出に関する件(3件)					
	議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請に関する件(4件)					
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
その他の 項目							

議長	ただ今から令和2年11月20日定例総会を開会いたします。
	出席委員は9名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。山下委員より欠席の報告がありました。
	それでは、与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。
	意義無し
議長	それでは議事録署名員を3番の山本委員と4番の内野委員にお願いします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の山野氏を指名いたします。それでは、日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読並びに説明をお願いします。
事務局(久野)	農地法第3条の規定による許可申請が6件、あっせん申出に関する件が、3件、農地法第5条の規定による許可申請に関する件が4件です。以上で会務報告を終わります。
議長	会務報告が終わりました。議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局(山野)	1件目は、那間のAさんから立長のBさんへ立長886番3畑263㎡の売買です。対価として20万円です。2番は那間のCさんから那間のDさんへ那間2467番1畑1,366㎡の兄から妹への贈与です。3番は立長のEさんから茶花のFさんへ立長2268番畑368㎡の義理の兄から義理の弟への贈与です。4番は茶花のGさんから茶花のHさんへ茶花930番5畑269.6㎡を親から子へ贈与です。5番は朝戸のHさんから朝戸のIさんへ朝戸253番畑832㎡と朝戸259番3畑1,721㎡の親から子へ贈与です。6番は神奈川県藤沢市のJさんから麦屋のKさんへ麦屋1793番畑932㎡のあっせん事業による売買です。対価として80万円です。以上で説明を終わります。
議長	これに関連して担当地区の委員より調査結果の報告をお願いします。
山本委員	1番の譲受人には11月18日の午前7時35分に現地にて確認しました。問題ないので承認をお願いします。
長尾委員	1番の譲渡人には11月18日の午前9時に確認しました。2番の譲渡人と譲受人には11月18日午前9時30分に確認しました。問題ないので承認お

	願います。
白石委員	3番の譲渡人と譲受人には11月19日の午後12時に確認しました。問題ないので承認願います。4番の譲渡人と譲受人には11月19日の午後12時30分に確認しました。問題ないので承認願います。
遠山委員	5番の譲渡人と譲受人には11月19日の午後12時30分に確認しました。問題ないので承認願います。
議長	調査報告が終わりました。何か意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第33号は承認致します。次に議案第34号「あっせん申出について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(山野)	1件目は、山梨県南都留郡のNさんより立長456番1, 039㎡と立長455番3畑585㎡のあっせん申出が出ております。耕作者からの同意はとっています。また、所有者が島外にいるため委任状が出ております。2件目は立長のKさんから立長3506番2、立長3478番2、立長3458番畑918㎡のあっせん申出が出ております。3件目は那間のHさんより那間156番2畑2, 313㎡のあっせん申出が出ております。それぞれあっせん委員の決定をお願いします。
議長	1件目を白石委員と山本委員に、2件目を保委員と白尾委員に、3件目を白尾委員と長尾委員にお願いします。何か意見等ございませんか
	(意見等なし)
議長	それではよろしく願います。次に議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	1件目は宮崎県のKさんから那間のNさんへ那間2306番2畑666㎡の兄から妹への贈与を伴う転用です。こちらは昭和57年に建設したもので、始末書をつけての申請です。10ha以上の広がりがあるため第1種農地と判断されるが50m以内には3件以上宅地があるため不許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと

	思われます。2件目はプリシアリゾートヨロンから立長350番2畑
	1, 541㎡を立長のFさんから借りて平成7年ごろから倉庫を建設
	したものです。当該申請地は港から500m以内に位置するため第2
	種農地と判断されるため許可相当だと思われます。3件目はプリシア
	リゾートヨロンが、立長402番1田1, 254㎡を立長のFさんから
	賃貸借しテニスコートを整備したものです。昭和63年ごろにテニス
	コートとして利用しております。当該申請地は港から500m以内に
	位置するため第2種農地と判断されるため許可相当だと思われます。
	4件目はプリシアリゾートヨロンが、立長402番2畑1, 310㎡
	を立長のFさんから賃貸借しテニスコートを整備したものです。昭和
	63年ごろからテニスコートとして利用しております。当該申請地は
	港から500m以内に位置するため第2種農地と判断されるため許可
	相当だと思われます。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。質問等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第35号「農地法第5条の規定による
	許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第35号は承認致します。その他でございませんか。
	(なし)
議長	それでは11月定例総会を閉会致します。
	議事録署名委員
	3番 山本 池富
	4番 内野 豊信